

A study of the Japanese ancient document written in 1778, that belongs to the Russian National Library in Sankt-Peterburg

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-06-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 榎森, 進 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24102

ロシア国立サンクトペテルブルグ図書館所蔵「安永七年の津釜婦・しよんごおとな宛、蝦夷地奉行発給文書」に関する若干の考察

榎 森 進

〔当文書は、科学研究費補助金基盤研究（S）「マルチアーカイヴァル的手法による在外日本関係史料の調査と研究資源化の研究」〔研究代表者・東京大学史料編纂所教授保谷徹氏^{〔注1〕}〕による二〇一六年一

〇月、ロシア連邦のサンクトペテルブルグ市所在日本関係史料の調査の際、ロシア国立サンクトペテルブルグ図書館で発見されたものである。〕^{〔注2〕} 先ずその内容を示すと次の通りである。



東京大学史料編纂所提供 ^{〔注3〕}

定

- 一、御舟登候跡ニ而打逢口論致間舗事、
 - 一、運上小屋火之許大切ニ可為用心事、
 - 一、松前他国不限流船等支配之場所江流着候ハ、早速夷船指出舟頭水主とも二右之書附相見セ候上ニ而可為介抱事、
 - 一、右流人村々次送りにいたし早速松前表込届ケ可申事、
- 右之條々津々浦々まで堅可相守者也、萬一於相背者急度可行御法者也、仍而如件、

蝦夷地

安永七戌戌年

七月日

奉行

の津釜婦

志よんこおとな

なお二〇一八年一月一〇日付『読売新聞』がこの文書の写真入りで「松前藩のアイヌ宛て文書、ロシア・サンクトペテルブルク図書館で確認、漂流船の取り扱いなど指示」なる見出しで記事にし、次いで同月一日付『毎日新聞』も同文書の写真入りで「アイヌ宛て最古の文書、ロシアの図書館に、松前藩奉行の「指示」なる見出しで、同月二一日付『北海道新聞』が同じく同文書の写真入りで「江戸後期の松前藩、道東のアイヌ民族へ文書、東大などロシアに所蔵確認、一七七八年、和人漂着者の介抱指示」なる見出しで記事にし、同月二八日付『毎日新聞』は、「なるほどドリ」なる質問・回答形

式の欄で同じく同文書を写真入りで紹介しつつ、「松前藩のアイヌ宛て文書なぜロシアに？ラッコ獵巡る南下が背景に」なる見出しで再度同文書の歴史の意味を考える記事を掲載している（回答者は、同新聞社の本間浩昭記者）。右のうち先の『読売』・『毎日』・『道新』の三紙は、共に東京大学史料編纂所の科研費による研究の共同研究者である北海道博物館学芸員主査・東俊佑氏のコメントを記している。こうして二〇一八年の北海道は、このニュースで始まった。事実、北海道だけでなく日本の歴史にとっても極めて重要な意味を持つ重大なニュースであった。こうしたこともあり、同年六月三日、北海道大学で「日露国際研究集会、コレクション形成史から見る日ロ関係史Ⅱ——北の東西交流——」と題した研究会が開催され、同研究会で東氏が「シヨンコ乙名宛蝦夷地奉行の定書について」と題した研究報告をしている。

そこで本稿では、東氏の研究成果を踏まえながらも、東氏とは異なる視点から同文書が有する諸問題について考えてみたい。なお東氏は、東北学院大学院文学研究科アジア文化史専攻博士前期課程の修了生であることを付記しておこう。

本稿で検討する問題は、主に以下の四点である。第一に、松前藩側が本文書以外にもアイヌの首長層に対して松前藩の法令を伝える場合、和人宛「定書」と同じ形式の日本語を記した文書を発給していたのか。またそうであれば、何故他のアイヌの首長層宛ての文書が残存していないのかという問題である。第二に、安永七年七月発給のこの文書の持つ歴史の意味。第三に、文書の宛所が何故「の津

釜婦（ノツカマフ）の「志よんごおと那（シヨング乙名）」なのか。第四に、発給者である「蝦夷地奉行」の意味（松前藩の正式な職制名なのか。もしそうでないとすれば、何故発給者を「蝦夷地奉行」と記しているのか）の四点である。

一、第一の問題について

この問題との関わりで、先ず指摘しておかなければならないことは、松前藩・幕府がアイヌの首長層に宛てた文書の実物が発見されたのは、日本国内外で当文書が最初であるということだ。したがって、これまでは、松前藩や幕府（「松前・蝦夷地」の幕府直轄期の松前奉行や幕末期の箱館奉行）が「蝦夷地」に居住するアイヌ民族に対して松前藩・幕府の法令を読み聞かせたということは当然のこととして理解されて来た。しかし、その場合、留意しておきたいことは、「暗黙」のうちにアイヌ語通辞を介して、「日本語」を「アイヌ語」に正確に翻訳して伝えられたという前提で理解されて来たことである。換言すれば、アイヌの首長層ないしはアイヌの人々宛にしかるべき内容を記した文書を発給するという形式を通じて、その内容を彼等に伝達したものと理解されてこなかったのではということである。ところがこの度、根室半島の「ノツカマフ」のアイヌの首長（乙名）シヨング宛ての文書が発見されたことによって、このシヨング宛ての文書だけでなく、他にもアイヌの首長層宛の文書が作成されていたことを推測することが可能となった。このこと

は、松前藩や幕府とアイヌ民族の関係のあり方の歴史の意味を理解する場合、従来とは異なった視点から行うことの必要性を我々に提示しているものと言わなければならない。また、そのことと関連して筆者が特に関心を持つのは、発給文書に記されている日本語を時のアイヌ語通辞がどのようなアイヌ語に翻訳したのか、ということである。というのも、発給文書に記された日本語とそのアイヌ語との間には大きなニュアンスの違いがあるに違いないからであり、特に「公儀」・「松前藩主」・「大名」・「殿様」・「侍」・「奉行」・「蝦夷」・「蝦夷地」・「松前表」・「江戸表」等の日本の近世特有の日本語とそのアイヌ語との間には一般に理解されているであろう内容より遙かに大きなニュアンスの相違があるものと考えられるからである。

そこで先ず、この問題から検討を加えたい。当該問題を検討するに当たって、ここでは便宜上、寛政四年（一七九二）に成ったアイヌ語通辞・上原熊次郎編著の『藻汐草』〔金田一京助解説・成田修一撰、アイヌ語資料叢書・藻汐草〕国書刊行会、昭和四七年八月）と慶応四年（一八六八）に成ったアイヌ語通辞・番人円吉編著『番人円吉蝦夷記』〔金田一京助解説・成田修一撰「アイヌ語資料叢書・番人円吉蝦夷記」国書刊行会、昭和四七年八月）を用いた。なお、前者の『藻汐草』は、『蝦夷方言藻汐草』との題名のものがあり、しかもその内容構成には各書毎に著しい違いが見られ、左に引用する巻末の「熟語」が記されていないものも有るので注意されたい。^{注4}

先ず、前者の「熟語」項には、①二つ以上の単語または二字以上

の漢字が結合してできた語及び②一定の言いまわしで、特有の意味を表す成句・イディオムのみならず日本語の単文とその左側にそのアイヌ語訳が片仮名で記されているが、筆者はアイヌ語に疎いので、「熟語」項に記されている日本語の単文中アイヌ民族に対する御達しの遵守に関わる文章（候文）を引用し、文中の日本語の単語の次ぎの括弧内にアイヌ語訳中のアイヌ語を片仮名で記すこととする。但し片仮名でのアイヌ語表記は、近代・現代におけるアイヌ語の研究成果によるアイヌ語の発音とその片仮名によるアイヌ語表記方とは異なるので、留意されたい。

「例文一」

殿様（トノ）より被仰出候旨を此方申渡とくに能く承るべし。
 松前領主（マトマイ・ムシリ・カムイ）の上に日本地一円に大名（シャモロンピシカムムシリ・カムイ）二百七拾、その次に旗本拾万御指図なざる江戸表（エントー・ウン・ムシリ・カムイ）より蝦夷地（アイノ・コタン）見分として此殿様（トノ）御越被成、此節当地御着有之、衣之此酒手宛として下さる、乍恐拜領可致。

また単語では、「人物」項に「天子」（チマイレ・カムイ）、「公儀」（エントー・カモイ）、「国主」（モシリ・カムイ）、「町奉行」（マチャン・トノ）、「家中」（コヤン・トノ）、「武士」（トノ）、「貴人」（ニシパ）、「諸侯」（カムイ・トノ）、「神靈」（カムイ・カモイ共通）、「平人」（ヤヤシャモ・ヤヤシシャモ）、「蝦夷」（アイノ）、「魯西亜人」（フーレ・シシャム）、「人」（シシャム・シシャモ共通）、「龍人」（レフン・カモイ）、「閻魔王」（ニツ子・カモイ）、「阿弥陀如来」（コタ

ンカラ・カモイ）、「鞆鞆」（レフン・ゲル）、「西の蝦夷」（シユム・ゲル）、「東の蝦夷」（メナシ・ゲル）、「東嶋々の蝦夷」（チユブカタ・ウタレ）、「大工」（バンチョー）、「船方」（チボ・ゲル）、「商人」（イホク・シャモ）、「通詞」（ツンジ）、「船頭」（センド）、「百姓」（トイタ・シシャモ）、「僧」（ヌブレシル・ウタレ）、「筆者」（カンビ・シシャム）、「巫医」（ヘシル・ウタレ）、「蝦夷地上古の人」（クルムセ・チセコチ・カムイ、コルボツクル・カムイ）、「源義経」（ヨキクルミ）、「弁慶」（シヤマイ・ゲル）、「幽霊」（アエシエル、イシ子レブ）、「船玉神」（ニママ）、「医師」（イツツ子）、「賢者」（ヤワシノ・ゲル）、「死人」（ライ・ゲル）、「使者」（ウデツ・ゲル）、「貧者」（ヘロン・ゲル、ウエンゲル）、「主人」（コロゲル）、「酋長」（ヲトナ）、「従者」（ウタレ）、「満江邊地の人」（サンダ・ゲル）、「ヨリカタ邊の者」（ヨロツコ・ウタル）、「日本の人」（ヤウン・シシャム）、「当所の人」（ナウン・シシャム）、「家来」（ウタレ）等が記されている（中黒は引用者）。

次ぎに『番人円吉蝦夷記』中の「諸家様御武者之節擬申渡写」（ルビは引用者）中にある例文を幾つか示すと次の通り。但し本文は日本語の文章（候文）を記し、その左側にアイヌ語訳を片仮名で記しているが、筆者は、アイヌ語に疎いため、前記の場合と同じく日本語の文章中の代表的な名詞の部分にのみ括弧内にアイヌ語を片仮名で記した。

「例文一」

此度東西蝦夷地（アエノ・コタン・モシリ）一圓御用地に被仰付、

松前領主（マトマエ・モシリ・カモエ）江者為替地於地方（シヤモロ・コタン）知行所被下置候間、土人（アエノ）共一同是迄之通魚漁相助荷物出精いたし家内永続場所繁榮致候様心掛可申事。

「例文二」

公儀（エント・カムイ）を重んじ御制札表并前々より御法度之趣堅相守可申事。

「例文三」

御用状（トノ・カンヒ）繼立并御役人（トノ）通行之節者、人足等無遅滞相勤可申事。

「例文四」

土人共（アエノ・ウタレ）私に他場所江參候儀不相成、若無拋用事二而罷越候節者、詰合（トノ）江願出差図を可請事。

「例文五」

異国船（フレシシャモ・ロクント）者勿論、難破船（シシヤモ・ベンサイ）等見請候者、早速詰合江（トノ・オッタ）相届可申事。

「例文六」

一、運上家支配人（ウンヂョ・ヨヤカタ）番人に到達随分親敷いたし可申、其上非分（ウエン・ケウトム）之儀有之候節者早々可申出候事。

右の各文中の日本語のアイヌ語訳や各語彙（名詞）のアイヌ語訳のあり方を見ると、例えば「公儀」を「エントー・カモイ」と訳しているように、アイヌ語通辞が日本語の意味を踏まえた上で、その意味をアイヌに分かりやすいようにアイヌ語で意識している例が多

いことに気がつく。この問題との関わりで、これまでの北方史研究のあり方に大きな問題を投げかけているのが、「松前領主」（マトマエ・ムシリ・カムイ）又は（マトマエ・モシリ・カモエ）と「蝦夷地」（アイノ・コタン）及び「東西蝦夷地」（アエノ・コタン・モシリ〔東西の区別なし〕）である。

従来北方史の研究に於いては、近世の「北海道」の名称を「蝦夷」又は「蝦夷地」と記す場合が多かった。また、近代初頭における「北海道」の名称に関する表記も一般に「蝦夷地」を「北海道」と改称したと表記されてきた。しかし、「蝦夷地」という呼称は、言うまでもなく「蝦夷（エゾ）」という野蛮な人々が居住する地域という意味を込めた和人側の呼称である。しかも、近世初頭の寛永期には松前藩が津軽海峡以北にある大きな島「蝦夷島」〔蝦夷（エゾ）という野蛮な人々が居住する島という意味で、「和人」側の呼称。アイヌ民族側の呼称は、「アイヌ・モシリ」（人間）（アイヌ）の島又は大地の意）を「和人」の専用地域としての「和人地」と「蝦夷（エゾ）」と称する野蛮な人々である「アイヌ」の居住地としての「蝦夷地」という二つの地域に区分した。それ以降における近世の「蝦夷島」は、「和人地」と「蝦夷地」の二地域に区分されていたのであり、しかもこうした地域区分体制は、幕藩制国家の「四つの口」〔長崎口〕〔長崎ーオランダ〕・〔対馬口〕〔宗氏ー朝鮮〕・〔薩摩口〕〔島津氏ー琉球〕・〔松前口〕〔松前氏ーアイヌ〕を介した華夷秩序を軸にした対外関係のあり方に組み込まれていたのである。そうであるにも拘わらず、これまで多くの研究者は、筆者も含めて津軽海

峡以北の大きな島・「蝦夷島」に対する呼称を単に「蝦夷地」と表記してきた。尤も近世の幕府や諸藩の記録にも単に「蝦夷地」と記されている場合が多いので、これに従ったまで、という解釈もあるかも知れない。しかし、「蝦夷地」という呼称は華夷思想に規定された地域呼称であるから、その地域に居住しているアイヌ民族からすれば、屈辱的な地域呼称であり、先の「アイノ・コタン」または「アエノ・コタン・モシリ」がアイヌ側の呼称なのであり、渡島半島西南端地域の「和人地（松前地）」は、「マトマイ・ムシリ（マツマエ・モシリ）」であった。また「東西蝦夷地」を「アエノ・コタン・モシリ」（アイヌの集落が有る大地・国土の意。東西の区別無し）なのであった。

第一の問題を論ずる中で右のような問題に触れたのは、先にも記したように幕府や松前藩がアイヌの首長層に宛てた発給文書に記された日本語を時のアイヌ語通辞がどのようなアイヌ語に翻訳したのかを知るためと、それを踏まえた上で右に触れたように近世には幕藩制国家が「蝦夷島」を「和人地」と「蝦夷地」の二つの地域に区分して統治していたという事実を理解しておくことの重要性を確認しておきたかったからであり、更にこのことと関連して、現在政府が推進している「明治一五〇年」事業の地方版である「北海道一五〇年」事業とのかわり『北海道新聞』が「北海道」が日本の領土になったのはいつか」という記事を掲載した際、複数の北方史研究者の見解を掲載したが、各研究者の見解が区々だったことに驚いたからである。近世の北海道が「和人地」と「蝦夷地」という二つ

の地域に区分されていたという地域区分体制の歴史的意思を正確に理解していれば、このような見解の相違を結果しなかったはずである。

この問題について筆者は、次のように理解している。すなわち右に記したように、近世に和人側が「蝦夷島」と称した大きな島が「和人地」と「蝦夷地」という二つの地域に区分されていたが、明治二年八月一日、新政府が「蝦夷島」の呼称を「北海道」と改称して（改称地域は、現・北海道とクナシリ島・エトロフ島）、一國八六郡を設置したが、「北海道」なる呼称は、日本古代の五畿七道の一つである「東山道」の北に新たに置かれた行政区画の名称である。したがって、これにより旧「蝦夷島」の全域が一举に日本国に編入され、それに伴い旧「蝦夷地」（「和人地」とは異なり、異民族が居住する「異域」として位置づけられてきた地域）も一举に日本国に編入されて、近代日本の新たな内国植民地にされるに至ったのだと。つまり、現・北海道の全域が日本国に編入されたのは、明治二年八月一日なのである。このことを指摘して本論に戻りたい。

今回、ロシアで発見されたアイヌの首長宛の発給文書は、根室半島のノツカマフのアイヌの首長（乙名）シヨング宛の発給文書であるが、こうした文書が存在していたということは、他のアイヌの首長宛の文書も存在していたと理解して間違いない。次の事実はそのことを示している。すなわち、宝永七年（一七二〇）の松宮観山著『蝦夷談筆記』に「近年とひたけと申す者に志摩守殿より国の支配申し付け、家来式百人程召し仕ひ、支配の蝦夷に申し付け、相背き

候得は、早速志摩守殿へ注進仕候、尤も毎年松前より役人并通詞差し遣わし、頭分の者共めし集、御制法の趣申し渡し候、随分御威光を怖れ、忝人も異変仕候者御座無く候」とある。「とひたけ」は「東蝦夷地」シコツの首長で、元禄九年（一六九六）日高のサル（沙流）のアイヌとニイカッブ（新冠）のアイヌが紛争を起こした際、翌年松前藩から調停役を命じられた人物であった。^{（注6）} なお、この「とひ（飛）たけ」が宝永五年（一七八〇）死亡した後、その子息が若年であったため、同所の「ちべか」が跡を継いでいる。また、この「とひ（飛）たけ」や「ちべか」と同じような性格のアイヌの首長が「イシカリ」にも存在し、彼の名を「またべ」と称した。^{（注7）}

つまり、寛文九年（一六六九）の「シヤクシャインの戦い」の際、松前藩兵が「シヤクシャイン」を謀殺することによって、松前藩側が勝利するや、以後松前藩は、アイヌ民族に対する政治的支配を一段と強化していったが、その主要な手段は、「東蝦夷地」内の各商場の首長層に藩主へのお目見えを強要すると同時に、「東蝦夷地」と「西蝦夷地」の各有力なアイヌの首長に対する政治的支配の強化策にあったことをかつて拙著で指摘したように、松前藩は、元禄年間（一六八八〜一七〇三）頃までには、こうした上位の首長層に「国」（一定の広範囲なアイヌ民族の地域的集団）の「支配」を命じ、これらの首長層を通じてその配下にあるアイヌ民族を支配する政策を実施するとともに、「東蝦夷地」の各地に毎年役人を派遣して「御制法」（規則や法令）を申し渡し、松前藩への服従を強要するという方法を介してアイヌ民族への政治的支配が実現しつつあった。元文四年

（一七三七）の坂倉源次郎著『北海隨筆』に「東蝦夷村の酋長をヲトナと云。即ち本邦の庄屋にて、松前より令をヲトナにつたえ、蝦夷ども慎みて下知にしたがふ。春毎に産物を船にのせて松前に来り、領主の礼をつとむ。其有さま、はなはだ恐れつつしみたる様体なり」とあるが、このことは、こうした状態が一七世紀末から一八世紀初頭にかけて時期に既に成立していたことを示している。

また、『福山秘府』^{（注9）}下所収の「寛延三庚午年正月廿六日松前儀左衛門記」の文中に「松前之義ハ田地無御座嶋ニ而御座候ニ付、渡海順風無之節ハ米不渡兼数度及困窮難儀仕候、第一夷地仕置きにも手薄罷成り、毎度夷地江家来を遣申候所、拾ヶ所余りも御座候、其内そうやと申夷地、くすり・あつけし・きいたつぶと申夷地へは、私家来物頭忝人・侍五人・足輕拾人余り・通詞式人其外四五拾人程も此四カ所へは遣申候、外夷地石狩と申所式カ所、其外とままい・りいしり・れぶんしり、此等之夷地へは侍五六人・足輕拾人余り、通詞忝人遣申候、其外所々之夷地仕置惣躰之作法申し渡候、かつ鞆・異国人と聊合不申様ニ申付、此方へハ聊之義も無隠申達候様年々申渡、作法法度之義呉々申渡候」と記されているので、既に寛延三年（一七五〇）迄には、「東西蝦夷地」中の重要な「商場」「場所」には、家臣を派遣して、同地のアイヌの首長層に対して松前藩の諸法令や指示事項を伝達していたことが分かる。したがって、その際、アイヌの首長層に伝達された内容も、アイヌ語通辞を介してアイヌ語に翻訳して伝達されたであろうことは通辞が派遣されていることから判断できる。

こうした事実を踏まえると、アイヌの有力首長層に対し松前藩の重要事項を伝達する場合、今回発見された文書と類似した文書が発給されていた可能性が大であると判断される。もしそうだとすれば、その文書は何故残存していないのか。それは、右の事例から推して、アイヌの首長層に松前藩が発給した文書に記された内容をアイヌ語通辞がアイヌ語で読み聞かせた上で、発給文書を当該首長に渡した後、当該首長が紛失してしまったことによるものと推察される。紙に日本の文字で記された文書文化は、本来アイヌ民族の生活文化とは異なるものであったからである。

二、文書の宛所が何故「の津釜婦（ノツカマフ）」の

「志よんごおと那（シヨング乙名）」なのか

第二の当該文書の持つ歴史の意味については、第三の問題と深く関わっている。ここでは、統一して考えてみたい。当該文書が発給された年月は、安永七年（一七七八）七月である。この時期（一七六〇年代の後半から一七七〇年代にかけての時期）は一体如何なる時期であったのか。これについては既に東氏も触れているように、ロシア人達がクリル諸島（日本で言う「千島列島」）沿いにロシア人達がシベリア経由で同地域の先住民から毛皮税（ヤサーク）を徴収しながらカムチャッカ半島まで南下し、次いでクリル諸島北部（日本で言う「北千島」）の島々まで至り、「ウルップ島」（日本側の呼称は「獵虎島^{（ハツヒシマ）}」）でラッコ猟に従事するようになったただで

なく、同島を大きな足場として、エトロフ島やクナシリ島にも渡るようになっていた。すなわち、一七六六年（明和三）、コサック百人長のイワン・チョールヌイが毛皮税（ヤサーク）徴収のためカムチャッカを出発してクリル諸島北部のパラムシル島に至り、翌年シムシル島に、一七六八年（明和五）には、エトロフ島とウルップ島に至った。彼は翌一七六九年（明和六）シベリアのヤクーツク（一六三二年、ロシア人がレナ川右岸に要塞を築き、一七世紀一八世紀前半、ロシアの極東地域への殖民の拠点になった地。毛皮交易の中心地）に帰った後、イルクーツク（一六六一年、アンガラ川右岸の砦として建設され、一八世紀の初めからロシアの中国・モンゴルとの通商上の通過都市として重要視され、一七六四年、イルクーツク県の県都となった）のシベリア政庁にクリル諸島に関する報告書を提出したが、この報告書は、各島の地理・動植物・住民について詳細に記したものであった。そのため、翌一七七〇年（明和七）には、同地のプロトジャーノフ商会の一行がウルップ島に向かい、同島でラッコ猟をしていたエトロフ島のアイヌたちにヤサークを要求した他、彼等から食糧や日用品を奪うと共にラッコの猟場をも独占した。^{（注10）}

このロシア人狩猟者たちのウルップ島への進出は、同島でラッコ猟に従事していたエトロフ島のアイヌに対する彼等の横暴のために流血の惨事を招いたが、これに続いてウルップ島に到来したロシア人は東シベリアの地方当局が組織した半官半民の探検隊であった。一七七二年（安永元）、イルクーツク総督ブリーリは、カムチャッ

かに越任した新任長官ベームに対する訓令の中で、「遠島クリール人」(クリール諸島の南部(日本でいう南千島)のアイヌ)と友好関係を回復して服属させるとともに、マツマイ島(現北海道)の日本人との交易のために商船の派遣を命じた。これを受けたベームはクリル諸島の占領に大きな関心を示し、日本人が占領する前にウルツプ島に要塞を築き、クリル列島の領有を確立する必要を述べた。しかし、イルクーツク総督ブリーリは、中央政府の許可無く要塞構築等の軍事行動を控え、日本との交易のための探検隊の編成のみにし、そのためにヤクーツクの商人レベージェフ・ラストチキンとグレゴリー・シェリホフの同意を得た。こうして一七七四年(安永三)、官船「エカテリーナ号」がオホーツク港(オホーツク海岸の港で一六四七年コサツクの冬营地となり、一七三一年砦が築かれ、一九世紀の中葉まで太平洋に向けてのロシアの要港の一つで、カムチャッカ、チュクチ、アラスカ等への探検調査活動の基地となった港)を出帆したが、カムチャッカへの航海途中で沈没、翌年にも「聖ニコライ号」が漸くウルツプ島に着岸したものの嵐のため座礁し、乗組員達は同島で越年せざるをえなかった。この通報を受けたグレゴリー・シェリホフは、この事業から手を引き、残ったレベージェフ・ラストチキンは、改めて当局から新たな官船「ナターリア号」の貸し下げを受けて事業を継続し、一七七七年(安永六)、探検隊の責任者をそれまでのイワン・アンチーピンからイルクーツクの商人ドミトリー・シャバーリンに代えるため、シャバーリンをウルツプ島に派遣した。この間、ウルツプ島で越年していたロシア人達は、

同島にラッコ猟に来ていたエトロフ島など近隣のアイヌとの友好に努めた結果、一七七〇年(明和七)以来途絶えていた交際の回復に成功した。かくして一七七八年(安永七)春、シャバーリンは、「ナタリア号」をウルツプ島に残したまま、皮船に三二人のロシア人と二人の通訳(アイヌ)を率いて現北海道へ向かうためエトロフ島とクナシリ島に渡った。ロシア人がクナシリ島に上陸したのは、これが最初であった。^(注11)

なお当時クナシリ島は、松前藩主の商場(場所)で、安永三年(一七七四)以来、その経営は、松前城下の有力商人飛騨屋久兵衛の請け負うところであったが、同年と翌四年ともに同島の脇長人(脇乙名)ツキノエが飛騨屋の交易を妨害したため、飛騨屋は安永五年(一七七六)から天明元年(一七八一)まで交易船の派遣を中止した。^(注12) こうしたこともあってか、クナシリ島のアイヌの脇乙名ツキノエはロシア人たちを歓迎したようで、彼はロシア人一行を案内してネモロ場所がある根室半島の東端部のノツカマフに到来した。この時の様子を「飛騨屋久兵衛請負場所クナシリ島通詞」の林右衛門が話した内容が『通航一覽第七卷』(国書刊行会、大正二年)所収「巻二七三・魯西亞国部一」に収録されているので、その内容を引用しておこう。

先年赤人渡来之儀御尋に御座候、此段私申上候、飛騨屋請負場所下蝦夷地ノツカマフ江、上乘役人新田大八殿并船中目付工藤八百右衛門殿、為通詞私一同罷出候処、運上屋支配人兵吉死去、番人之内庄三郎其外三人罷在候、然処安永七戌年六月九日夕、蝦夷

地船體に而二艘異国人乗組、外に水先として、エトロフ島之蝦夷船一艘渡來仕、濱近所に至り、數挺之鐵砲打放申候、蝦夷人共何事共不知、殊之外に驚騒動仕候、無程案内として同船仕來候エトロフ島之蝦夷人、上陸いたし蝦夷人共へ申聞候は、全鬭争之筋に無御座、赤人共日本人江對面仕度由申に付同船仕候間、皆々安堵可仕段申聞候、運上屋よりも蝦夷人共神妙に仕候様、精々申聞、漸しつまり申候、夫より赤人共上陸仕濱端江小屋を掛、夫より赤人之通詞に而、シモシリ島居住之蝦夷人を以申來候は、蝦夷地に日本人詰合候由兼而承知仕候に付、對面被下候様相願申候、依之其段上乘役人大八殿江相達候、然處彼此手間取候内夜に入候間、異国人江對面候儀、夜分は如何敷候に付、明朝對面致すへき趣相答候得は、再應相願候儀は、日本人此所に詰合候由承知仕り、遠海罷越、不案内なる番所江着仕候得は、夜分なりとも對面不仕候内は、安心不仕候間、是非々々對面被下候様、強而申聞候に付、運上屋江招呼、大八殿對面仕、即刻又假小屋引取申候、其夜鐵砲用意仕赤人とも四五人、右假小屋江通夜番仕候間、夜中私罷出蝦夷共江理不盡成儀不致様厳しく申付、猶又赤人方江も安心いたし相休候様申通候得は、右番人引取申候、翌朝シモシリ蝦夷を以又々赤人申聞候は、日本之產物交易仕度候に付、少々仕入荷物御座候間、望之通御承引被下候様申來候、此段大八殿江申達候處、異国人交易之儀、一分に而挨拶不相成、松前江罷婦主人江申聞候上、否之挨拶可仕候間、當年は此より罷婦、明年夏に至り、エトロフ島に而此方より否之返答可被遣候、依之此節は早々立退候様

申渡候處、同十二日ノツカマフ出立にて歸船仕候、尤赤人とも松前領主江音物書翰等差出候處、則大八殿請取松前江被持婦、右音物何品と申儀一向存不申候、

一翌安永八亥年夏に至り、去る戌年挨拶可致積りに而赤人も渡來可仕筈候間、為返答松前より上乘兼帶赤人應對之為罷越候、役人中其年風順無御座甚延着仕候に付、エトロフ島に而相待候處、何之沙汰も無之黙止兼候間、クナヅリ島に相渡待受候處、何之沙汰も無之、依之ノツカマフ江相渡相待候處、何之沙汰も無之、待兼候而段々進み、アツケシ場所内、チクシコイ迄渡來いたし待受候處、其節淺利幸兵衛殿、松井茂兵衛殿、工藤清右衛門殿并目付柴田勘兵衛、古屋文六、通詞三右衛門并私一同、四月廿九日松前出帆南部佐井港江入津仕、順風無之度々乗戻り、八月四日まで佐井港滯船仕、即日出帆いたし、同七日、アツケシに着岸仕候處、赤人とも相待兼、段段押詰來候由申之候に付、右チクシコイ江掛役人中私共不殘参り候處、赤人共久々相待候之由申之、前年之通交易相願候に付、不殘列座候而赤人江對面申渡す、異國交易之場所は長崎港一ヶ所限り、其外は國法に而禁制之儀に付、何程候而も出來不申儀候間、已來渡來可為無用旨申渡、前年相送り候音物并書翰其儘に而差送り、且長々船中之儀に付、帰帆用意為飯料米十五俵并酒・煙草・煙筒等少々差遣候處、為返禮上乘三人江砂糖三包、目付二人江二包、私共迄差出候に付、相断差返候所、是非受納いたし呉候様達而申聞候に付、少々之儀に付船中為給料受納仕候、赤人共右場所早速引取歸帆仕候。

右史料に見える「赤人」はロシア人のことで、クリル諸島のアイヌ民族がロシア人に遭遇した時、彼等は狸々緋の衣服を着ていたことから、アイヌがロシア人を「フレ・シサム（「赤い隣人」の意）と称したこと、このロシア人に対するアイヌの呼称を和人が「赤蝦夷」又は「赤人」と称したことによる。ともあれ右の史料によれば、ラストチキンが派遣したシャバーリン一行の船は日本暦の安永七年六月、「下蝦夷地」のノツカマフに到着し、幸い同地に滞在中の松前藩の上乗役新井田大八、船中目付工藤八郎右衛門に逢い書翰・音物を提出して交易を請うたが、松前藩の役人達は、翌年エトロフ島で返答する旨を約束して、一旦ロシア人達を返した。翌安永八年、松前藩の役人達がロシア人に逢うためにエトロフ島に向かったものの彼等に逢うことは出来なかった。彼等は既にアッケシに向かっていたからである。そのため松前藩の役人達は、改めてアッケシに行って彼等に逢ったが、それでもロシア人達は日本との交易を要求した。そこで松前藩の役人達は、ここでは外国との交易は出来ず、外国との交易は長崎でしか出来ない旨を伝えてロシアのシャバーリンの要求を拒否して彼等を返した。

先のノツカマフのアイヌの乙名シヨング宛ての文書は、日本暦の安永七年七月付の文書である。つまりシャバーリン一行が根室半島東端のノツカマフに到着した月の翌月の文書である。しかも、その内容は、四ヶ条の内容共にロシア人（赤人）のことについては何一つ触れていないのである。何故なのだろうか。それは恐らくロシア人の渡来と彼等への接触をした松前藩にとって、極めて不都合なこ

とだったからにほかならない。シャバーリン一行が翌年アッケシに渡来し、松前藩の役人が彼等と接触したにも拘わらず、松前藩はこの事実を幕府に報告しなかったのである。^(注14) こうした事実を踏まえれば、前年のノツカマフを舞台としたロシア人との接触の事実も幕府に報告していないことを考慮すれば、松前藩にしてみれば、ロシア人に関わることをこの文書に記すことは對幕府との関係上、極めて危険なことだったに違いない。文書は残る危険性があるからである。また、宛所が何故ノツカマフのアイヌの乙名・シヨングなのかという問題には、寛政元年（一七八九）のアイヌ民族の反和人の蜂起であるクナシリ・メナシの戦いに対する松前藩兵の鎮圧作戦の際、^(注15) ノツカマフのシヨング乙名は、松前藩兵に協力していることに加え、幕末の子モロ場所のアイヌの惣乙名トミクワがシヨングの末裔であること等から^(注16) シヨングは当時、当該地域（ノツカマフは当時のキイタツブ商場の内、キイタツブ商場は、ほぼ現根室振興局管内に相当する地域）の由緒ある家柄の人物で、政治的にも大きな力を有していたことによるものと思われる。

なお、本文書がロシアで発見されたのは同文書に「露米会社」の蠟の朱印が押ししてあるところからみて「露米会社」の関係者に渡ったからであろう。

三、発給者である「蝦夷地奉行」の意味

この問題については、松前藩の職制の名称という見解もあるが、

筆者は、次のように理解したい。松前藩の重要な職制である「寺社町奉行」の職掌には、城下や「松前地」のみならず「蝦夷地」に関するものも含まれていた。^(注17) この役職は、別に「両奉行」とも呼ばれたが、先のアイヌ語通辞上原熊次郎が寛政四年に著した『藻汐草』または『蝦夷方言藻汐草』によれば、アイヌに対しては、単に「町奉行」(マチャン・トノ)とのみ称していたようである。また、奉行なる名称が「あつけしの奉行」・「船奉行」・「クナシリ島奉行」・「島奉行」等その状況に応じて区々に称されていたことが指摘されている。^(注18) こうした事例の存在を踏まえて「蝦夷地奉行」なる呼称の意味を考えると、「蝦夷地奉行」をアイヌ語で表現すると「人間(アイヌ)の地のトノ」となりそうである。安永七年七月付けのノツカマフの「シヨング乙名」宛の「蝦夷地奉行」の発給文書の「蝦夷地奉行」とは、ノツカマフのアイヌの乙名シヨングとその居住地の性格が「蝦夷地」であることを強く意識した名称であり、従ってこの役職名は、松前藩の正式な職制上の役職名ではなく、「シヨング」の立場と松前藩のシヨングに対する政治的立場を強く意識した松前藩側の造語であり、アイヌ語での表現を強く意識した役職名で、アイヌ語で「人間(アイヌ)の地」を管理する役人」という意味を込めた呼称であると考ええる。つまりアイヌ語で「人間(アイヌ)の地のトノ」の意味を表す役職名と解したい。

(注)

- (1)、『東京大学史料編纂所報』第五二号(二〇一六年)。
- (2)、『当文書については、既に東俊佑氏の論文「安永七年の蝦夷地奉行定書について」(『北海道博物館紀要』第二号、二〇一七年三月)で、詳細な検討が加えられている。
- (3)、『当文書の写真は、東京大学史料編纂所より提供して頂いたものである。
- (4)、『本稿で使用した『藻汐草』は、巻頭に「文化元子年、白虹斎撰の『藻汐草序』と巻末に、「寛政四年五月四日付の通辞・上原熊次郎及び「支配・阿部長三郎」連名の「蝦夷方言跋」が記されているもので、同種のもの、北海道立文書館を初め北海道大学附属図書館・他多くの史料所蔵機関で所蔵しているが、内閣文庫所蔵の類書『蝦夷語箋』は、冊子形式の七巻四冊本で、同じく内閣文庫所蔵の類書『蝦夷語箋』は、携帯用の冊子形式の書で、単語しか記載されていないもの、他書には無い「魯西亜言葉」が記されている。
- (5)、『享保二年「松前蝦夷記」(『松前町史・史料編第一巻』松前町、一九七四年)。
- (6)、『工藤家年々秘録』(高倉新一郎氏旧蔵本の複写本)。
- (7)、『注(5)』に同じ。
- (8)、『榎森進著「アイヌ民族の歴史」(草風館、二〇〇七年)。
- (9)、『東京大学史料編纂所所蔵。
- (10)、『ポロンスキイ著・林欽吾編訳「ロシア人日本遠訪記・附録日本北地の古文化と種族」(原書房、一九七四年)。S・ズナメンスキイ著・秋月俊幸訳「ロシア人の日本発見」(北海道大学図書刊行会、一九七九年)・秋月俊幸著「千島列島をめぐる日本とロシア」(北海道大学出版会、二〇一四年)、『新版・ロシアを知る事典』(平凡社、二〇〇四年)、森永貴子著『ロシアの拡大と毛皮交易——16〜19世紀シベリア・北太平洋の商人世界——』(彩流社、二〇〇八年)。

- (11)、秋月俊幸『千島列島をめぐる日本とロシア』（北海道大学出版会、二〇一四年）。
- (12)、『蝦夷地一件』（『新北海道史・第七卷・史料一』（北海道、昭和四四年）、飛騨屋文書『寛政元年・二年場所交易之儀二付公訴一件』）。
- (13)、『通航一覽・第七卷』（国書刊行会、大正二年）。八五～八六頁。
- (14)、和田本『福山秘府』安永八年条に「是歳亦垂魯齋並人到著于東部吉達・膚・干時工藤長舊淺利松井等之三士令彼異人還于本土、是條無建白江府（傍点引用者）」とある。
- (15)、榎森進著『アイヌ民族の歴史』（草風館、二〇〇七年）。
- (16)、加賀家文書「安政四巳年黑白正調書」（秋葉実編『北方史史料集成、第二卷』北海道出版企画センター・一九八九年）。
- (17)、『松前町史・通説返第一卷上』（松前町、昭和五九年）。
- (18)、東俊佑・注（2）論文。

〔附記〕

本稿を執筆するに当り、東京大学史料編纂所長保谷徹氏には大変お世話になった。記して御礼申し上げる次第である。